

滋賀県立学校いじめ問題調査委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県いじめ調査委員会条例（平成26年滋賀県条例第17号。以下「条例」という。）第12条の規定により、滋賀県立学校いじめ問題調査委員会（以下「委員会」という。）の会議その他運営に必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対し、あらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。

ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のあるときは、この限りではない。

2 委員長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書、その他の方法による審議を行うことができる。この場合において、委員長は、その結果を次の会議に報告しなければならない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(諮問、答申等)

第3条 教育長が委員会に対して行う諮問は、文書をもって行い、かつ、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第23条第2項の調査に係る報告書および、法第28条第1項の規定による調査に係る報告書その他必要な資料を添付するものとする。

2 委員会が教育長に対して行う答申は、文書をもって行うものとする。

(議事録の作成)

第4条 会議を開催したときは、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時および場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題
- (4) 調査の経過
- (5) 議決した事項
- (6) その他必要な事項

2 議事録は、会議に出席した委員の確認を得て作成し、委員長が署名して確定するものとする。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について審議する場合は、会議を非公開とする。

- (1) 法第24条の規定による調査
- (2) 法第28条第1項に規定する重大事態に関する調査

3 審議する事項が次に掲げる事項に該当すると認められる場合は、委員長が委員会に諮り、会議の全部または一部を非公開とすることができる。

- (1) 滋賀県情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項（前項第1号および第2号に該当する場合を除く。）
- (2) 公正かつ円滑な議事運営に支障が生じる恐れがあると認められる事項

4 会議を公開する場合は、会議の傍聴を認めることにより行うものとし、この場合の必要な手続は別に定めるものとする。

(議事録等の公開)

第6条 会議の議事録および配付資料（以下「議事録等」という。）は、原則として公開する。

2 次に掲げる事項について審議した会議の議事録については非公開とする。

- (1) 法第24条の規定による調査
- (2) 法第28条第1項に規定する重大事態に関する調査

3 滋賀県情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる場合（前項第1号および第2号に該当する場合を除く。）にあつては、委員長が委員会に諮り、その全部または一部を非公開とすることができる。

4 前2項の規定により会議の議事録を非公開とする場合は、その理由を公表するとともに、議事要旨を作成し、当該会議に出席した委員の確認を得て公開する。

付 則

この要領は、平成26年5月2日から施行する。